

文化観光推進法に基づく長崎県の取組

令和3年1月14日、「文化観光推進法」に基づく長崎県文化観光推進協議会を設立いたしました。

1. 経緯

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（「文化観光推進法」）が令和2年5月1日に施行されました。

この法律は、文化の振興を、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的としたものです。

このためには、文化施設が、これまで連携が進んでこなかった地域の観光関係事業者等と連携することによって、来訪者が学びを深められるよう、歴史的・文化的背景やストーリー性を考慮した文化資源の魅力の解説・紹介を行うとともに、来訪者を惹きつけるよう、積極的な情報発信や、交通アクセスの向上、多言語・Wi-Fi・キャッシュレスの整備を行うなど、文化施設そのものの機能強化や、さらに地域一体となった取組を進めていくことが求められています。

長崎県では、法の主旨に則り、長崎県文化観光推進協議会を令和3年1月14日に設立いたしました。

今後、文化観光推進法第12条に基づく、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画（「地域計画」）の認定取得に向けて取り組んでまいります。

2. 「長崎県文化観光推進協議会」構成委員一覧

長崎県	文化観光国際部長
長崎市	文化観光部長
佐世保市	企画部長
平戸市	文化観光商工部長

五島市（五島観光歴史資料館）	地域振興部長
南島原市（有馬キリシタン遺産記念館）	教育次長
長崎歴史文化博物館	館長
長崎県美術館	館長
出島和蘭商館跡	長崎自動車(株)取締役
グラバー園	副園長
大浦天主堂キリシタン博物館	館長
NPO 法人 世界遺産長崎チャーチトラスト	理事
平戸市生月町博物館「島の館」	事務局長
(一社)長崎県観光連盟	専務理事
(一社)長崎国際観光コンベンション協会	DMO 推進局長
(公財)佐世保観光コンベンション協会	常務理事 兼 事務局長
長崎県商工会議所連合会	専務理事
長崎県商工会連合会	専務理事
(公財)ながさき地域政策研究所	理事長
長崎県長崎学アドバイザー	

3. 協議事項

- (1) 規約に関する事項
- (2) 文化観光推進法第12条に規定する地域計画の作成、変更及び計画にかかる評価に関する事
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要と認められる事項